

令和8年 第7回嵐山町教育委員会定例会会議録						
招 集 期 日	令和8年7月13日		開 会 場 所	嵐山町役場 会議室		
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和8年7月23日	午前	午後 9時30分	教育長 下村 治	
	閉会	令和8年7月23日	午前	午後 11時16分	教育長 下村 治	
委員の出席状況	議席	氏 名	摘 要	議席	氏 名	摘 要
	1	嶋 本 佳 則	出席 ・ 欠席	4	安 藤 康 正	出席 ・ 欠席
	2	中 澤 恵 利	出席 ・ 欠席	5	下 村 治	出席 ・ 欠席
	3	村 田 弘 子	出席 ・ 欠席			
委員外出席者		千野教育総務課長 久保学校統合推進課長 根岸生涯学習課長 飯塚副課長 吉井指導主事 神田指導主事			書記	飯塚副課長
傍聴人		有（ 人 ） ・ 無				
会議日程						
日程 1	令和8年第6回嵐山町教育委員会定例会会議録の承認及び署名について					
日程 2	教育長報告					
日程 3	議題					
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（教職員の処分について）						
議案第32号 準要保護児童生徒の認定について						
日程 4	協議事項					
① 準要保護申請時における所得審査範囲について（共同親権関係）						
② 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）について						
日程 5	連絡・報告事項					
① 学校統合事業について						
② その他						
日程 6	その他					
会議の進行状況						
会議事件名		て ん 末				
開会	教育長	午前9時30分開会を宣言する。				
日程1 令和8年第6回嵐山町 教育委員会会議録の承認 及び署名について	教育長	令和8年第6回嵐山町教育委員会会議録の承認及び署名について、議 事録は事前に送付してあるので、内容について意見を求める。委員に 諮り、原案のとおり承認する。中澤委員により署名する。				
日程2 教育長報告	教育長	一覧の内容を報告する。 報告について質問を求める。				
	教育長	委員に諮るが、特になし。				
日程3 議題	教育長	承認第2号は、処分案件のため非公開としたい。				
	教育長	委員に諮る。委員、承諾する。				
	教育長	専決処分の承認を求めることについて（教職員の処分について） 資料に基づき説明する。				
	教育長	委員に諮る。				
	教育長	他に委員に諮るが、特になし。委員、承認する。				
	教育長	議案第32号は、個人情報保護のため非公開としたい。				
	飯塚副課長	準要保護児童生徒の認定について、資料に基づき説明する。				
	教育長	委員に諮る。				
	教育長	他に委員に諮るが、特になし。委員、承認する。				
日程4 協議事項	教育長	①準要保護申請時における所得審査範囲について（共同親権関係）				
	村田委員	養育費は所得審査に加味されるか。				
	飯塚副課長	加味されておりません。				
	中澤委員	共同親権者はいますか。				
	飯塚副課長	確認をできる範囲ではおりません。				

	村田委員	共同親権者が有する権利はどこまでか。
	教育長	学校教育に関わる部分では、重要な決定事項で権利を有することとなり高校受験での進路決定や養育費が義務となり給与から差し押さえができるなど。
	嶋本教育長職務代理	共同親権の情報をどう取得するのか。
	飯塚副課長	準要保護申請時に申請者の自己申告で行わざるを得ない。
	飯塚副課長	国の通知では、原則として、同一の住居に居住し、生計を一にしている者を同一世帯として認定した上で、当該世帯の収入及び資産等を踏まえて要保護者であるか判断をすることとしているため適切に判断・対応すること。
	教育長	意見をいただいた内容を加味したうえで要綱整備を行います。
	教育長	②学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）について
	安藤委員	非喫食者より現状給食費を徴収しているのか。
	飯塚副課長	徴収しておりません。なお、全部が牛乳のみのケースがある。
	村田委員	宗教上の理由とはお肉などを食べない方ですか、またその場合はお弁当を持参しているのか。
	飯塚副課長	食べるものに宗教上制限がある方でお弁当を持参しています。
	中澤委員	重度な食物アレルギー者は、その食べ物が出された時に食べないのか。
	飯塚副課長	重度のアレルギーをお持ちの方は、家庭の判断により非喫食の申請をされた場合によります。
	教育長	国の学校給食費の抜本的な負担軽減は、当初食材費を支援するものと位置づけをされていたが、非喫食者に対しても支援枠は広がった。
	中澤委員	非喫食者に対して食材料費として国・県の5,200円及び町の200円を支援分を含めて支給するようになるのか。
	教育長	今後の要綱でお諮りしたいと考えます。
	中澤委員	非喫食者の家庭は、お弁当を作るのに食材費と手間が生じる。
	村田委員	長期欠席者に対する支援は理由にもよるが判断基準が難しい。
	吉井指導主事	現状として長期欠席者は、給食を止めておらず支払っている。
	飯塚副課長	認定をする判断を明確にする必要がある。
	教育長	非喫食者に対して食材料費を支給することは、教育委員の了承を得たと考えるが支給対象や内容は事務局で検討を要する。
日程5 連絡・報告事項	教育長	連絡・報告事項について
	久保課長	①学校統合事業について 前回の会議後の経過説明・今後の予定を説明する。
	安藤委員	跡地利活用で台湾のYouTuberより取材はどのような経緯できたのか。
	久保課長	文科省HPや民間に掲載をしており、閲覧されて取材依頼がありました。
	教育長	②その他について
	教育長	他にあるか委員に諮るが、特になし。
日程6 その他	教育長	他にあるか委員に諮るが、特になし。
	教育長	次回の日程は決まっているので、9月の定例会の日程について委員及び事務局に諮る。
	教育長	9月の定例会は、令和8年9月25日午前9時30分に開催することを決定する。場所は、後日連絡する。
閉会	教育長	午前11時16分閉会を宣言する。
上記は会議のてん末を記したもので内容に相違ないことを証するため署名する。		
		令和 8年8月26日
	教育長	下 村 治
	委 員	村 田 弘 子